

**国際ルール形成と開発途上国  
グローバル化する経済法制改革**



## 序 章

# 開発途上国の経済法制改革とグローバル化

今 泉 慎 也

### 第 1 節 本書の目的と分析の視点

#### 1. 本書の目的

本書を企画した背景には、1990年代以降の東アジア諸国の制度改革に関する近年の研究において、国際的なルール・規範が各国の国内制度に及ぼす影響が強まっていることが示唆されてきたことがある<sup>(1)</sup>。東アジア諸国においては、民主化運動や政変を契機とする政治行政改革や、経済の国際化や経済危機に対応するための経済法制改革など、さまざまな分野で制度改革が進展している。1990年代以降の東アジア諸国の政治経済を理解するうえで、まさに「改革」が重要なキーワードであったといえよう。それら先行研究は、各国の既存の制度の問題点、改革の内容やプロセス、国内政治の影響、改革の評価・問題点などを解明し、そのなかで国際機関の関与や国際的なルール・規範の影響力が顕著であることを示している。また、これら研究を通じて、いくつかの分野で類似の改革が複数の国で同じような時期に進行していることも浮き彫りにされてきた。この改革の共通性ないしは共時性といった現象は、ひとつにはグローバル化の下で各国が同様の問題状況におかれていることの表れであるし、問題解決のための手段として行われる国際的なルール・規範の確立と普及というプロセス自体が各国に同じような時期に同じような

制度改革を促す理由のひとつとなっているとも考えられよう。そうだとすれば、開発途上国の法制改革を理解するためには、ある国または地域における問題状況や改革について、固有の論理や要因を明らかにする作業を進める一方で、国や地域を横断して行われる国際的なルール・規範形成の状況や、その背後にある理念や経済思想の変化を捉えていくことが課題となっているといえよう。さらに、国際的なルール・規範を所与のものとして、各国の法制度への影響を明らかにするだけでなく、国際的なルール・規範と国内法制との相互関係にまで考察を深めることが、必要となっているのである。

以上のような問題意識から、本書では経済活動に関係するいくつかの法分野を選び、そこにおける国際的なルール・規範の特徴とその変化や、それが開発途上国の経済法制に対して与える影響について分析を行った。それぞれの法分野や規制対象によって、濃淡や力点の置き場は異ならざるをえないものの、本書では次のような共通の課題を設定している。第1に、開発途上国の経済法制改革において、国際的なルール・規範の影響が強まっているかどうか。それはおおむね1990年代以降により顕著ではないのか。第2に、かかる変化が認められる場合、その要因として、国際的なルール・規範の形式と内容、形成プロセス、その背後にある理念や経済思想、あるいは開発途上国に影響する経路・パターンに変化があるのではないかと、第3に、それぞれの法分野または規制対象に関して開発途上国側の主張や対応はどのように変化し、それが国際的なルール・規範の受け入れにどのように関係しているか、というものである。本書では一般にグローバル化<sup>(2)</sup>が進展・加速したとされる1990年代以降の時期を対象とするが、変化の特徴を示すため、必要に応じて1990年代より前の時期も考察に含めている<sup>(3)</sup>。

## 2. 分析の視点

開発途上国と国際的なルール・規範形成の関係を考える場合には、国際的なルール・規範をめぐる先進国と開発途上国との対立に関する史的展開や、

利害関係や交渉枠組みの変化に目を向けていく必要がある<sup>(4)</sup>。第二次世界大戦後、数の増加を背景に、発言力を増した開発途上国による既存の国際的なルール・規範の変革を求める要求が強まった。とくに外国人財産の収用や国有化について、その適法性、補償義務の有無、補償の水準をめぐる鋭く意見が対立した。1970年代の資源ナショナリズムを背景に、開発途上国による伝統的国際法の見直し要求は、1974年に採択された新国際経済秩序 (New International Economic Order) 樹立宣言によってその頂点に達した(安藤 1986)。開発途上国の要求は、GATTにおける第四部「貿易と開発」の新設や具体的制度としての一般特惠関税制度の創設、発展の権利など新たな法概念の導入、国連貿易開発会議 (UNCTAD) や国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) などルール形成のための新たなフォーラムの創出などをもたらした。

しかしながら、開発途上国による異議申立ては必ずしも既存の国際的なルール・規範の内容をすべて否定するものではなかった。全体としては対立姿勢を続ける一方、個々の開発途上国は、自国の開発政策として、外資誘致による工業化や貿易投資の拡大を進めてきた。そのため、先進国の法制度や国際的なルール・規範をモデルとしながら国内法を整備し、さらに、先進国との二国間協定<sup>(5)</sup>の締結や地域協力の枠組み作りを進めてきた。開発途上国にも国際経済が浸透し、新興工業地域 (newly industrialized economies: NIES) と呼ばれたラテンアメリカ諸国、それに続く東アジア諸国において、とりわけ1980年代以降、法制度の「国際化」が法改革の課題となった(中川 [1992], 大来 [1991])。このような変化の背景には、先進国からのさまざまな圧力もあったが、開発途上国の側でも国際的なルール・規範の受容が自国の国際競争力を高め、あるいは国際的枠組みへの参加による利益を享受し、あるいはそれから乗り遅れないようにしたいという思惑があった。

以上のような問題状況のなかで各分野における国際的なルール・規範形成の枠組みについて、次のような点に着目していくこととする。第1に、それぞれの分野または規制対象について、どのような目的のために、またはどのような理由で国際的なルール・規範形成が進められているか。第2に、国際

的なルール・規範はどのような形式と内容によるのか、第3に、国際的なルール・規範がどのような場（フォーラム）を通じて形成されるのか、という点である。以下、これらの点について概観してみよう。

#### (1) 法の統一・調和と開発途上国

主権国家が併存し、それぞれが異なる法制度を有する現代の国際社会において、各国の法制度間の差異を除去し、もしくは軽減するため、さまざまな試みが行われてきた。そうした試みは、法の国際的な統一（unification）や調和（harmonization）などと呼ばれている<sup>(6)</sup>。国際的なルール・規範形成の多くは、そのような法制度の国際的な統一・調和を目的とするものであるといえよう<sup>(7)</sup>。国際的なルール・規範の形成が、どのような理由から、何を目的として行われるのかが問題となる。その理由やロジックによって、法の統一・調和の内容や水準は異ってくるからである（中川 [2002]、Leebron [1995]、Boodman [1991]）。中川 [2002] によれば、経済規制の国際的調和の根拠として主張される理由には、次のようなものがある。

第1は、「国境を越える経済活動の自由化・円滑化」である。たとえば、各国の規制の差異が、企業活動に対する障害となるとき、そうした障害を取り除くことを求める場合である。大陸法とコモン・ローの2つの法伝統の調和をはかるための法統一はこの例である。また、開発途上国の法制度や司法に対する不信から各国に国際的なルール・規範の受け入れを求める場合である。

第2は、「競争条件の差異」であり、各国における規制水準の差異を根拠に、開発途上国に先進国と同様の規制水準を求めるものである。開発途上国における労働保護や環境規制の水準の低さや、自国企業や外資企業に対する補助金や優遇措置が貿易を歪曲しているとし、その是正を求めたのであった（不公正貿易やソーシャル・ダンピングの主張）。

第3は、「経済規制の実効性確保」であり、たとえば、ある国の規制の水準の低さが他国や世界全体の規制の実効性を大きく阻害することを回避しようとするものである。便宜置籍やタックスヘブンなどの問題点もここにある。

とりわけ金融分野においては、アジア経済危機など新興市場発の危機が繰り返されるようになったことから、開発途上国の制度の脆弱性を国際金融システム全体のリスクとして捉え、規制の実効性を確保するため、先進国だけでなく開発途上国にも同様の規制水準を求める主張が強まっている。

これらの根拠は、開発途上国に対して国際的なルール・規範の受け入れを求める理由となっている。

## (2) 国際的なルール・規範の形式と内容

本書において、国際的なルール・規範には、国際条約<sup>8)</sup>など政府間の法的拘束力ある合意のほか、モデル法<sup>9)</sup>など国際的な平面において策定・採択される法的拘束力をもたない多様な文書(いわゆるソフト・ロー<sup>10)</sup>)を含めている。また、各国の国内法のなかから一定のルールや制度が、事実上のグローバル・スタンダードとして(あるいはそのようなものと主張されて)、他国の法制度に影響を与えるような場合も含めることとする。各国の利害対立から法的拘束力のある合意が成立しない場合も少なくない。むしろ非拘束的な文書が法の統一・調和のための有効な手段となっていることが多い。

国際的なルール・規範の内容については、義務(ないしは裁量)の範囲・程度のほか、国際機関等による監視・報告・通報などの履行確保措置も重要となる。開発途上国たる加盟国に対するキャパシティ・ビルディングやルールの国内の実施に対する支援といった枠組みも、広い意味で国際的なルール・規範の実効性を確保するためのものといえよう。

## (3) ルール・規範形成の場(フォーラム)

国際的なルール・規範の形成が行われる場をここではフォーラムと総称する。外交会議、政府間国際機構のほか、各国の規制当局間の国際協力組織、職業専門家の国際団体などの私的な団体まで、多様なフォーラムが国際的なルール・規範形成に関わっている。ひとつの分野に性質の異なる複数の公的ないしは私的なフォーラムが存在し、それぞれの間で競争や補完関係がある

(山本 [2001])。また、そこにおけるルール・規範の形成プロセスにおいては、各国政府や政府間国際機構のほか、多国籍企業、国際商業会議所 (ICC) など国際的な民間団体、NGO、学者・法律家などが多様なアクターが関与する。関係国の利害はフォーラムの選択やアジェンダの設定をめぐって表面化し、策定されるルール・規範の内容や性質に影響を与える<sup>(11)</sup>。

## 第2節 本書の分析結果

各章の分析で示されるように、開発途上国の経済法制改革において、国際的なルール・規範の影響が、1990年代以降においてより顕著となっている。その背景に、国際的なルール・規範形成が開発途上国をより広く包摂する方向に進んでいること、ならびに開発途上国側でも国際的なルール・規範に対しより積極的な対応をとる傾向が強まっていることがある。

まず、国際ルールと開発途上国との関係について注目すべき変化として、1990年代以降、開発途上国の国内制度の特異性や脆弱性に国際社会の関心が高まり、開発途上国の制度改革に対する国際的な支援（あるいは圧力）とそのためのルール・規範の形成が進展したことがある<sup>(12)</sup>。この背景にはさまざまな要因があるが、ここでは次の3点だけ指摘しておこう。

第1に、開発途上国が工業化や貿易投資の自由化を通じて国際経済に深く取り込まれた結果、先進国との貿易摩擦が顕在化し、上述のような「競争条件の差異」の是正を求める強い圧力が働いてきた。知的財産権保護などをめぐるアジア諸国などに対するアメリカの一方措置、日米構造協議のような二国間のアプローチが進められたほか、GATTウルグアイ・ラウンドを通じてWTOという強力な紛争処理手続を備えた巨大なルール体系が出現することとなった。

第2に、1980年代末に冷戦が終焉し、市場経済へ移行する社会主義諸国に対して市場経済を支えるための基本的な法令の整備や司法改革を支援するこ

とが必要となった。その対象は、旧ソ連や東欧諸国のほか、アジアの社会主義諸国<sup>(13)</sup>へと広がり、さらには開発途上国の法制度に対する関心を強める契機となった。また、カンボジアや東ティモールなどいわゆる破綻国家における法制度の再建が課題として浮上してきたのも1990年代以降の特徴である。

第3に、1997年のアジア経済危機に代表されるような新興市場国を起点とする金融危機が続発したことがある。危機の原因として、投機的な国際短期資本の問題性が指摘される一方で、新興市場国の法制度の脆弱性を是正することの必要が強調され、世銀、IMFなど国際金融機関は緊急融資の条件（コンディショナリティ）として経済法制改革を各国に求めた。制度改革支援を進める上での指針として、モデル法、原則、ベスト・プラクティスなどの非拘束的文書の策定・採択が、とくに国際金融機関によって推進された（金子〔2004〕）。非拘束的文書の利用は、従来から法の統一・調和のための重要な手段であったが、それが開発途上国の国内法制改革を目的に増大したのは1990年代以降に顕著な現象である。

以上のように、国際的なルール・規範形成は、単に各国の法制度間の差異によって生じる障害を取り除くことを目的とするだけでなく、開発途上国や体制移行諸国の法制度の不備や脆弱性を問題視し、その底上げや先進国なみの規制を求めるための手段へとその比重を移しつつある<sup>(14)</sup>。また、経済法制に関する国際的なルール・規範形成に重要な役割を果たすWTOや世銀・IMFの活動を支える経済思想は、そこで進められるルール・規範の設計において重要な役割を果たしている。

次に、本書で検討した各法分野の特徴を示してみよう。特徴をより図式的に示すため、法的義務の強化を進めるハード化と非拘束的な文書によるソフト化を基軸として、以下の3つのグループに分けている。ただし、この分類は各分野の特徴的な変化を抽出するためのものであって、ひとつの法分野においても問題の性質によってさまざまなアプローチが混在している。

まず第1のグループは、開発途上国の経済法制にもっとも大きな影響を与えたWTO体制の成立とそれに関わる諸分野である。条約による法的義務の

強化が進展した分野である。その特徴は、(1)一括受諾方式(シングル・アンダーテキング)によって、開発途上国もすべての協定への参加が必要となり、義務の一律化がはかられたこと、(2)規律事項の拡大の結果、開発途上国たる締約国が負う義務やその範囲が拡大したこと、(3)強力な紛争処理手続の下で開発途上国の国内措置が審査される事例が増えたこと、の3点にある。また、WTO体制は、開発途上国を枠組みに取り込むべく、フォーラムの再編が進んだ分野でもある。とりわけ、その規律事項の拡大は、たとえば知的財産権に関するルール・規範形成について、その少なくない部分が既存の枠組みである世界知的所有権機関(WIPO)からWTOへと移った。

しかしながら、開発途上国の参加拡大は、WTOにおける意思決定過程を大きく変化させつつある<sup>(15)</sup>。たとえば、現在進められているDDA(ドーハ開発アジェンダ)においては、当初、競争などシンガポール・イシューと呼ばれた4分野を対象とするか議論されたが、結局、開発途上国側の反対でDDAでは対象としないとされた。WTOの場でのルール・規範形成の失敗に伴い、競争法のルール形成は後述する規制当局間のルール・規範形成へと比重を移している。

第2は、私法ルールに関わる法分野であり、19世紀欧州に始まる法統一運動の系譜に直接に連なるルール・規範形成の試みである。私法、国際私法、知的財産法などの分野を中心に、各国の法規を統一する統一法条約や、各国が立法において参照すべきモデル法が採択された。ほぼ同時期に米州においても同様の試みが始まっている。第二次世界大戦後の法統一においては、コモン・ローと大陸法という2つの法伝統間の調和問題に加えて、社会主義諸国との東西貿易、開発途上国との南北貿易に関する取引ルールの確立という2つの課題があった。たとえば、1985年採択の国連動産売買条約(United Nations Convention on Contracts for the International Sales of Goods)はその議論の出発点において、東西貿易の取引ルールを模索するものであった。冷戦後の体制移行諸国の法整備においても統一法条約やモデル法が影響を与えている。冷戦が終わり、また、開発途上国においても外資をより積極的に利用しよう

とする立場が増えるなか、上記の2つの課題をめぐる緊張は緩和されてきたといえる。この分野では、伝統的に法統一条約またはモデル法の採択という2つの方法が特徴となっているが、モデル法の影響がより一層強まっていると考えられる。本書では、開発途上国または体制移行国による批准・採用が顕著である統一法条約やモデル法を扱っている。具体的には、契約法に関して、国連動産売買条約（1980年採択）、UNIDROIT商事法原則（1994年）、担保法に関して米州動産担保モデル法（2002年）、仲裁制度に関するUNCITRALモデル仲裁法（1985年）に着目している。また、私的自治の観点から、ICCなど民間団体主導のルール・規範形成が行われている（いわゆる商人法）点も特徴的である。

第3は、経済規制の調和・標準化に関する諸分野である。条約を補完するため、あるいは条約が存在しない分野につき、非拘束的な文書によるルール・規範の形成が大きな役割を果たしている。とりわけ金融関連分野では、金融のグローバル化やアジア経済危機などを背景に、国際機関が規制の実効性を確保するため、ベスト・プラクティス、原則、行動規範（code of conduct）などの非拘束的な文書を作成し、その遵守を各加盟国に求めるようになっていく。そうしたルール・規範の名宛人が各国政府に限られず、金融機関や上場企業など国内の諸アクターも含められていることが多い点は特徴的である。外務官僚以外の行政機関が直接に他国または地域のカウンターパートとの間に関係を築く実務外交の活性化、あるいは民間団体間の交流の拡大は、こうしたさまざまなレベルで作成・採択される国際文書の数を増大させている。もともと先進国中心に組織されてきたフォーラム、たとえば、各国の規制当局で作る国際協力機構に開発途上国が参加する事例も増えている。

以上、各分野の検討を通じて、開発途上国の国内法制の不備や脆弱性を金融システム全体のリスクとみたり、あるいは先進国と異なる制度の存在を貿易不公正の原因とみる観点から、開発途上国にも先進国と同様のルールの受け入れを求める要求が強まり、具体的なルール・規範形成へとつながっていることが確認された。経済発展が進む開発途上国がグローバルな市場へ取り

込まれるなか、(数で上回る開発途上国の影響を回避する形で進めてきた)先進国主導のルール・規範形成の限界を顕在化させ、開発途上国を含めた形でルール・規範形成の枠組みをもう一度考え直す契機となっているといえる。

国際的なルール・規範の性質についてみれば、各分野においてはWTOのように交渉コストが高くとも法的拘束力ある条約の実現を求める努力が積み重ねられる一方で、非拘束的な文書によるルール・規範形成を進める強い動きが確認された。その内容もモデル法のような国内法化されることを予定したルールを定めるものから、ベスト・プラクティスや原則といったかなり曖昧さを残したルール・規範が含まれるものもあり、その性質は多様化している。いずれの形でルール・規範形成を行うかは、同じ法分野においても対象事項の性質や各国がおかれた環境によって異なっている。

本書で扱う非拘束的な文書の多くは、これまで国際法学が焦点をあててきたような将来的に国際法となることを目的としているものではなく、むしろ、直接に各国の規制当局や民間団体等を通じて国内措置に反映されることが期待されているような文書である。篠原 [2001: 39] は、このような将来の国際法の定立を志向しないソフト・ローによる規律の増加が顕著となっていること理由について、「科学技術の進歩やグローバル化の急速な進展に対して条約によるルールの設定が十分に対応しきれないほか、政府の合意を経ることなしに、国内のさまざまなアクターに直接働きかけることによってその実現を期待できることが背景にある」とする。このことは、変化の激しい金融分野において顕著である。規制当局や他の国内アクターが直接に参加するフォーラムが組織され、そこで採択された非拘束的な原則、ベスト・プラクティスといった文書の採択が進んでいる。非拘束的なルールが影響を与えるパターンも多様であり、各国の規制当局が規制権限に基づき採用したり、あるいは私的自治の問題として企業の慣行に反映される場合がある。議会のコントロールを経ることなく、国内法制や国内の諸アクターの活動に直接影響を及ぼすルール・規範の拡大をどう評価するか。その民主的な正当性の問題を提起する議論も出ている<sup>(16)</sup>。

アクターとしての開発途上国については、WTOのような政府間のフォーラムにおいて開発途上国の発言力が増加したように見える。いくつかの分野では個人、企業あるいは経済界など非国家アクターが国際的なルール・規範形成に対する関与を深めていることも確認できた。専門家主導ないしは当事者中心で進む非拘束的文書のルール・規範形成は効率的である反面、人的資源に制約の多い開発途上国にとってルール・規範形成のプロセスへの参加機会が確保できない可能性は残るであろう。

### 第3節 本書の構成

本章は次の10章から構成される。まず、経済法制改革において国際経済機関の役割が小さくないと一般に指摘されている。この点を、本書の問題意識・設定から、再検討したものが、第1章「開発途上国における経済法制改革とワシントン・コンセンサス」(佐藤創)である。本章は、開発途上国の経済法制改革に最も影響力ある国際組織である世界銀行やIMFなどの諸機関が依って立つ理念の変遷と経済法制改革との関係を分析する。具体的には、ワシントン・コンセンサスと呼ばれる政策群を軸に経済学における「コンセンサス」の影響を検討している。本論文は、コンセンサスの変遷と、実際の経済法改革ないし政策レベルでの変化と、それぞれの内容と相互関係とは、興味深い関連をもっているとする。同論文によれば、政府介入を否定し自由市場を重視するワシントン・コンセンサスの影響は1980年代の開発途上国における経済法改革において顕著である。しかし、1990年代前半にはすでに後退の兆しをみせ、政府と市場の適切な役割分担をとく見解(とくにポスト・ワシントン・コンセンサス)が台頭していたものの、現実の経済法改革では、経済危機の対応が迫られるまで自由化路線に則った改革が進んでいた。ワシントン・コンセンサスは完全市場の実現を目指したのに対し、ポスト・ワシントン・コンセンサスは不完全市場を出発点として政府の役割を重視しているという

点で異なるが、経済法制改革の現状は、市場機能を最大限に発揮させようとする思想的枠組みの中で行われている。

第2章から第4章では、WTOの影響を中心に考察を進める。第2章「特別かつ異なる待遇」の機能とその変化　WTO協定における開発途上国優遇措置」( 箭内彰子) は、現在交渉が続けられているDDAにおいても対象となっている「特別かつ異なる待遇」( Special and Different Treatment: S&D) の概念を軸に、開発途上国がWTOルールを受容するメカニズムについて考察を行う。開発途上国はウルグアイ・ラウンドを境に、S&Dをより有利な市場アクセス( 特恵関税など) を要求するための根拠としてよりも、GATT/WTOルールの適用を一時的に遅らせ、自国の国内制度に対して一定の裁量権を維持するための根拠として活用するようになった。ウルグアイ・ラウンド以降、GATT/WTOルールが国内制度の調整を必要とする分野にその規律の範囲を拡大していることや、WTO創設によって司法化が強化されたことさらに、多角的貿易交渉における途上国の発言権が増大したことが、その背景にある。

WTOの付属協定のひとつとして「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定( TRIPs協定)」が成立したことは、非貿易的関心事項へのWTOの規律の拡大を象徴するものである。第3章「アジアにおける知的財産法の展開　WTO/TRIPs成立とその影響」( 木柵照一) は、開発途上国の知的財産法とTRIPs協定との関係を検討する。知的財産権の国際的保護の意義、必要性および問題状況の変化は、19世紀後半に作られた知的財産条約とその改正という伝統的な手法ではもはや対応しきれない状態にある。TRIPs協定によって達成される各国知的財産法の調和の意義はきわめて大きい。しかしながら、TRIPs協定のような通商条約は、原則として加盟国に国内法の立法義務を課すだけであり、伝統的な知的財産条約のように直接私人間に適用される性質をもつ規定を含まない。このため、各国における国内法の規定、制度的保障や実行をみていかないとTRIPs協定の各国への意義や影響を評価することはできない。TRIPs協定との関係において、いくつかのアジア諸国の知的財産法の検討した限りでは、TRIPs協定で合意された最低限の保護水準をおおよそ満た

すが、不正商品の横行など実効性はなお多くの課題を残している。TRIPs協定が、その目的で技術の移転や普及への貢献、公衆の健康や環境保護への配慮、知的財産権の濫用的行使の防止等について定めるにもかかわらず、具体的な措置を定めていない点が、開発途上国やNGOからも批判を受けている。知的財産保護に向けた国際的協力と法的調整を推進するには、技術移転の促進と投資還流の合理的枠組みの構築の必要性が強調されなければならない。国家によって付与され、または登録される知的財産権に関する法の調和や統一は、ソフト・ローになじみやすく、条約や国内法というハード・ローによる統一が必要である。これに対して、技術移転のためのシステムでは契約が重要な要素となるのであり、ソフト・ローが重要な役割を果たし得るだろう。

前述のような非貿易的関心事項へのWTOの規律の拡大傾向は、現在進められているDDAにおいても顕著であり、シンガポール・イシューといわれる投資、競争などが議論となった。競争法については、新ラウンドの交渉分野としないこととなった。第4章「競争法の国際ルール形成と開発途上国における法制化への影響」(栗田誠)で示すように、WTOにおけるルール形成が失敗し、競争法分野に関する国際ルールは一見停滞しているように見えるが、1990年代以降をみると世界的に競争法の普及が進んでいる。具体的な事例ごとに判断を必要とする競争法は、ガイドラインや基本原則といったソフトな手法によるコンセンサス形成が重要な意味をもっている。競争法についてWTOでのルール形成を好まなかったアメリカのイニシアティブで、競争当局間の協力組織として、創設されたICN (International Competition Network) を活用したベスト・プラクティス作りなどが有効である。また、FTAなどの二国間協定の締結に伴い、あるいは国際組織の支援の条件として、開発途上国が競争法の制定を約束することがある。インドネシア、タイの事例が示すように、競争法の制定については国際的な拘束を受けるけれども、制定された競争法の内容についての国際的な制約は少ないため、各国の競争法は多くの課題を残している。競争法整備支援のためには、競争法専門家によるソフトなルール作りの場に開発途上国を参加させていくことが重要である。

第5章から第7章は私法統一と開発途上国との関係に関する分析である。EUにおける法統一の動きが強まり、私法統一の「ヨーロッパ化」が進行しているという議論に対して、そもそも19世紀当初ヨーロッパ諸国のみで始まった私法統一運動でいう「国際」は表面的なロジックにすぎなかったのではないかと、という第5章「東アジア諸国の契約法の現代化」(小塚莊一郎)の問題提起は、法の統一という理念自体の妥当性を問うものであり、本書のなかで理論的問題にまで最も深く立ち入る。中国契約法の制定において、1986年に批准した国連動産売買条約やUNIDROIT原則が影響を与えことを評価しつつも、決して理念としての「法統一」へのコミットメントはなく、単にモデル法として参照されたにすぎない。非ヨーロッパ諸国からみれば、経済活動の国際化が当然に法の統一を必要とする積極的な理由はないのであって、統一法が影響力をもつのは、法の体系がいまだ確立していない状況において、近代法のシステムを共有しているというコミットメントとなるから、あるいは、統一法が特定の国や法域から切り離された抽象的なルールの集合であるため、摂取されやすいからにすぎない。台湾、香港において伝統的なドイツ法やイギリス法への準拠が維持されたことは、統一法を取り入れる積極的な必要性が無かったことの論証である。

ヨーロッパでの私法統一運動に対抗する形で、ラテンアメリカにおいても同じく19世紀から私法統一の試みが始まっている。第6章「ラテンアメリカの私法統一の展望 米州動産担保モデル法を中心に」(岡部拓)は、米州機構の私法統一のためのルール形成のフォーラムとなっている米州国際私法専門会議(Conferencia Interamericana de Derecho Internacional Privado: CIDIP)の私法統一事業の分析を行う。CIDIPは多くの条約を採択してきたが、成立した条約への態度において、主に大陸法系のラテンアメリカ諸国とコモン・ロー系のアメリカ・カナダとの間に大きな溝があり、ラテンアメリカ法統一にとどまっていた。1994年の第5回CIDIP以降、アメリカ、カナダの参加はより積極的となってきた。2002年の第6回CIDIPで採択された米州動産担保モデル法は、アメリカモデルをラテンアメリカ諸国に移植することを内容と

し、金融危機後の開発途上国の担保制度の見直しの圧力が高まるなかで、同モデル法がアメリカの強い働きかけによって成立した。1990年代以降の変化は、アメリカの影響が増す形で汎米主義へと進む可能性を示唆している。

国境をこえる経済活動の活発化に伴い、紛争解決もまた各国での制度の違いが問題視されるようになってきている。国際商事仲裁制度の改革が開発途上国で顕著に進んでいるのもこの文脈にある。第7章「グローバル化における仲裁法の国際的調和と開発途上国」(山田美和)は、国際商事仲裁制度に関する国際ルール形成と開発途上国への影響を分析する。国際商事仲裁に関するルール形成は西欧先進国の間では歴史的に民間アクターの役割が大きく、その影響力は、仲裁規則の確立のほか、国際条約の作成に及ぶ。外国人投資家にとって未知で未整備な開発途上国の法制度を回避することを意図して国際商事仲裁に関する国際ルールは形成され、1985年のUNCITRALモデル仲裁法の作成もまた未整備な開発途上国の裁判制度にかわるものとして意図されていた。さらに、開発途上国各国の仲裁法制改革において、開発途上国が自ら改革する動きが加速しており、その背景には、一方で改革により外国からの投資を促進するという国内的要因と、他方で国際援助機関による法整備支援において司法制度改革の一環として仲裁法が位置づけられているという要因がある。

第8章以下では、規制を標準化していただくためのベスト・プラクティスなどさまざまな非拘束的文書の機能の分析を進めている。

各国における金融自由化は、同時にいわゆるマネーロンダリング(ML)の国際化をもたらし、この分野での規制の国際的協調の必要性も強めた。第8章「マネーロンダリング規制と開発途上国」(柏原千英)では、ML規制に関する標準化の動きを分析し、独特の履行確保メカニズムを組み込むことにより規制の標準化が進んでいることに注目している。具体的には「資金洗浄に関する金融活動作業部会(Financial Action Task Force on Money Laundering: FATF)」によって策定された勧告が国際基準とされ、その履行を確保するため、非加盟国への対抗(制裁)措置(sanction)をも定めている点に特色がある。

對抗措置の回避に代表される国際的標準化に遅れないことが途上国にとっても便益となる一方で(フィリピンの事例),複数の金融・行政分野にまたがるML規制においては,制約の多い途上国も含めた標準化の過程でフォーラムの選択・移行が将来的に必要なであろう。

上述のマネーロンダリング規制だけでなく,金融自由化に伴う規制の標準化の動きは,企業統治の分野においても顕著である。第9章「規制の標準化と開発途上国 OECD企業統治原則を中心に」(今泉慎也)は,国際組織によって採択される非拘束的文書を用いて進められる「規制の標準化」と開発途上国の経済法制改革との関係を考察する。米英の1980年代の改革を起点とする近年の企業統治改革の動きが,1998年にOECDによって採択されたOECD企業統治原則によって広く波及したことは,多くの開発途上国においても企業統治コードなどの採択やその後の制度改革が進められたことに表れている。ただし,同原則のルールとしての性格は曖昧で,むしろ,OECD原則の意義は,むしろその普及メカニズムとあわせて考える必要がある。本論文は,OECD原則の普及のためにOECDや世銀が中心となって組織した地域別の企業統治円卓会議や他のさまざまなフォーラムを通じて,世界の主要地域の非OECD加盟国がそうしたプロセスに参加していることに注目する。このメカニズムの意義は,各国の証券取引所,証券取引委員会,機関投資家,上場企業,あるいは経済界などの実務家・専門家の参加を通じて,企業統治に対する関心の喚起とその改善のための諸改革を促す効果をもっていた点にある。また,OECDを中心とするフォーラムは,開発途上国の多くをプロセスに参加させることに成功しながら,WTOなどにおける開発途上国の発言権の拡大による政治化を回避するモデルである。諸フォーラムは新たな原則を策定するための意見聴取とその普及のためのチャンネルとなった点で他分野でも有効な手法となるだろう。

第10章「海上の安全の国際ルールと国内的執行 マラッカ海峡の海賊規制」(小中さつき)は,マラッカ海峡の海賊問題への対応のための国際協力を事例に,海賊行為の規制に関する国際ルールの問題を考察する。国際法の最

も古い規則であるといわれる海賊行為を規律する法は、国連海洋法条約ですでに明文化されているが、海賊行為を抑えることは現代でも難しい。海賊行為の実効的な取締りができない理由には、ひとつには、実際に起きている海賊事件と国際慣習法として成立している海賊行為との定義が乖離していることがある。この間隙を埋めるため、国連の専門機関のひとつである国際海事機関(IMO)をはじめとするさまざまなフォーラムでルール作りが進められている。とりわけICC(国際商業会議所)の下部機関である国際海事局(IMB)は、国際通商を確保するため、海賊に関するルール作りや情報提供活動を行っている。しかしながら、実際に取締りを行う沿岸国が、作成されたルールを執行するための十分な制度を欠き、かつ制度を支えるもしくは制度を確立するための能力を欠くことは、海賊行為の規制が実効的でない最大の理由であるとする。ルール作りとともに、国内的な法執行機能の強化が、政府間国際組織、地域的フォーラム、NGO、二国間協定を通じて行われるようになってきている。2001年のアメリカ同時多発テロ以降の海賊行為の定義をテロ行為に拡張しようとする動きは、海賊行為の定義問題を流動的なものにしている。旗国主義の例外である普遍的管轄権を採用する海賊制度を、テロ行為に安易に拡大することは国家主権の侵害にもつながりかねず、慎重さが必要である。非拘束的文書を通じた関係国間でのパトロールや海上警察権行使のための協力関係の強化、技術的経済的支援によって沿岸国自らが海賊行為および武装強盗を積極的に取り締まるよう促すことが実効的な方法である。

#### 第4節 残された課題

本書では、複数の法分野を横断的に分析することによって、多くの法分野で進行しつつある改革の理念の変化や進み方の異同を示し、また、開発途上国の経済法制改革と国際的なルール・規範の関係について多面的な考察を提示することができたのではないかと考える。

経済分野に考察対象を限定したことは本書の特徴であると同時に多くの問題を残すこととなった。とくに、環境や労働などの他の多くの分野においても国際組織の増大とルール体系の発展が著しく、それぞれの分野におけるルール・規範形成の動きや、分野間の関係について近年議論が開始されている。

また、1990年代以降、地域主義の動きは顕著になり、多くの地域的協力枠組みが誕生している。近年登場してきた東アジア共同体論はこうした状況に対するひとつの回答かもしれないが、本書ではそれを議論の俎上にのせることはできなかった。ただし、東アジアの経済的な相互依存関係の深さを背景に、分野別や争点別に地域協力の試みが進行しており、本書のなかでも各分野における地域的枠組みの役割がいくつか紹介されている。こうした枠組みの発展は今後注目していきたい<sup>(17)</sup>。

以上のように、残された課題も少なくない。しかし、国際的なルール・規範形成との相互作用が開発途上国の法制度改革を分析し、その特質を論じていくためには不可欠な論点であることを示し、その点に関する先行研究の問歇を埋めるといふ本書の目的はひとまずは達成されたと思われる。

#### 〔注〕

- (1) アジア経済研究所の研究成果として、たとえば、今泉・安倍 [2005]、川中 [2005]、小林 [2000] [2001]、佐藤 [2002] [2004]、末廣 [2002]、末廣・東 [2000] がある。
- (2) グローバル化の概念は多義的で論者によってかなり異なる。本書においては、事業規制のグローバル化を分析した Braithwaite and Drahos [2000] の次のような定義を参照している。すなわち、グローバル化とは「国境を越える経済的、政治的、社会的及び文化的な関係の増大するプロセス」であり、さらに、規制のグローバル化とは「ある国における規制のパターンが他の諸国における規制のパターンに類似し、又は結びつく程度を増加させる社会的、経済的又は政治的プロセス」をいう (Braithwaite and Drahos [2000: 8])。本書で扱う国際的なルール・規範の形成とその波及という現象は、グローバル化現象の一部を構成しているものとして理解すべきであろう。
- (3) グローバル化の時期をいつに求めるかも見解が分かれる。本書では、1990年

代以降とする見解に従うが、論者によっては1970年代に始まるとする立場や、19世紀や戦間期にすでに同様の現象があったと主張する立場がある。

- (4) 日本やタイなど植民地とならなかった国においても、欧米諸国の法制度の導入が文明国として国際社会の一員として認められるための条件とされた。また、19世紀前半に独立したラテンアメリカ諸国は、欧米諸国による自国民の保護を目的とする外交的保護権の行使による内政干渉に悩まされることになる。自国民に対して欧米諸国なみの保護水準を求める欧米諸国に対して（国際標準主義ないしは文明国標準主義）、ラテンアメリカ諸国は、自国民と同等の保護をもって領域国として相当な注意義務を満たしていると主張した（国内標準主義）。欧米諸国の主張する国際標準主義の内実は、外国人に対して「文明国」なみの特権的な地位を与えることを要求するものであった（田畑 [1973: 421-425]）。ラテンアメリカ諸国は、外国人とのコンセッション契約等の締結の際に、外交的保護権の発動を制限する旨のカルヴォ条項（Calvo clause）を挿入することで対抗を試みた（田畑 [1973: 488-491]）。
- (5) 自国民・自国企業の保護を図るため、先進国は開発途上国との間で国有化・収用からの保護や、補償義務やその水準を定めた二国間投資協定（bilateral investment treaties: BITs）という新たな二国間協定を編み出し、開発途上国との締結を進めた。BITsは、その後開発途上国間での締結も増加し、ネットワークの拡大によって投資保護のための法的インフラとして機能している。
- (6) 法の統一とは、各国の国際私法や実体法の規定を統一することをいう（田中 [1954]、高桑 [2005]）。一方、国際的調和の概念はこれよりも広く、各国の法や規制の差異を「除去し、または軽減すること」（中川 [2002]）をいう。両者が相対的であるとする立場（中川 [2002]）と両者の使い分けの立場がある。たとえば、UNCITRALは統一法条約を法の統一、モデル法による場合を調和の問題と整理する。
- (7) 法の統一・調和のための他の方法として、国際的なルール・規範を設定するほか、相互主義、相互認証、他国の法制の一方的な模倣または採用といった方法がある（中川 [2002]）。
- (8) 統一的なルール・規範の設定を目的とする条約のなかで、とくに各国の国際私法、実質法の規定の統一をめざすために締結される条約を統一法条約と呼ぶ。統一法には、私法の統一を目的とする統一私法と、渉外的要素を有する関係にのみ適用されるもの（万民法型）がある（三浦 [1995]）。統一法によって、各国の法規がすべて統一されたとしても、その適用を行う裁判所は一元化されていないため、各国によって法規の意味内容は変わる可能性がある。
- (9) モデル法は、19世紀の私法統一運動の時代から用いられてきた方法であり、それ自体に法的拘束力はないものの、各国の国内法に取り込まれることによって法統一条約を結んだのと同様の効果をもつ。アメリカなど連邦制をとる国

においても国内法の統一・調和のためモデル法が重要な手法のひとつとなっている。

- (10) 位田 [ 1995 ] によれば、国際法学上、「ソフト・ロー」は、大きく 2 つに分かれる。第 1 は、条約中の努力義務を定める規定など、形式的な法的拘束性を有するが、ルールの拘束力が低いか、または義務性が少ないとされるもの、第 2 は、形式的には法的拘束力がない国際文書のなかで、実質的には何らかの拘束力が認められるか、または単なる事実もしくは道徳・政治レベルの拘束をこえて法（ハード・ロー）になりつつあるものである。
- (11) 先進国側では、数で勝る開発途上国の影響力を回避するため、自国により有利なフォーラムでルール形成を進めようとする戦略がみられる。これをフォーラム・シフティングと呼ぶ（Braithwaite and Drahos [ 2000 ]）。たとえば、TRIPs協定によるWTOにおける規律事項の拡大は、同時に、知的財産権に関するルール形成の一部を既存のWIPOからWTOへと移すものであった。
- (12) 1990年代の開発途上国に対する法整備支援の拡大を、1960～1970年代にアメリカが主導した「法と開発運動（law and development movement: LDM）」に対して、「新たな法と開発運動」と総称する立場もある。LDMについては、安田 [ 2005 ] を参照。
- (13) 日本の法務省・JICAが進める法整備支援事業は、ベトナム、中国、モンゴル、ラオスといった体制移行諸国に対する法典編纂や司法改革から開始された。アジア経済危機以降、インドネシアなどの体制移行諸国以外の国・地域に拡大している。
- (14) 国際的なルール・規範として開発途上国に導入が求められる制度が果たして当該国に最適なのか、という問題は、より効率的な制度へ収束するという主張と各国の多様性が存続するという主張との間で論争がある。この点につき、たとえば、Pistor [ 2002 ] 参照。
- (15) Kohane and Nye [ 2000 ] は、旧GATT時代の意思決定プロセスが先進国の少数の通商官僚による密室での議論を特徴とし、それを「クラブ・モデル」と呼ぶ。開発途上国の締約国の数の増加や、開発途上国側の通商交渉におけるスキルの蓄積の結果、クラブ・モデルは維持することは困難となり、より透明性、説明責任の高い意思決定が求められつつある。
- (16) EUの統一ルールの正当性に関する議論につき中村 [ 2005 ] 参照。また、グローバル・ガバナンス論における議論として、Kohane and Nye [ 2000 ] 参照。
- (17) 地域的なルール・規範作りにおいて問題となるのは、私たちがどのような制度モデルをもって臨むかということにあるだろう。現在の開発途上国が直面する圧縮された国際化に、日本がかつて成功したような国内の産業・企業育成政策が常に妥当するとは限らない。本書のデータは、アジア諸国が国際的なルール・規範の受入れに向かっているという事実を示している。将来の地域的

な共通のルール作りにおいては、グローバルなレベルで整備されるルールが、地域協力のための交渉や協議のベースラインとなり得ることが大いにあり得よう。アジア諸国の制度改革支援や地域の共通ルール作りにおいて、日本が役割を果たそうとすると、日本法自体の改革の真価が問われることになるかもしれない。

## 〔参考文献〕

### 日本語文献

- 安藤勝美編 [1986] 『発展途上国と国際法制度の変革』アジア経済研究所。
- 位田隆一 [1995] 「ソフト・ロー」(国際法学会編 『国際関係法辞典』三省堂, p.512)。
- 大来俊子編 [1990] 『アジアNIEsの経済活動の国際化と法整備 法と政策の国際的調整』アジア経済研究所。
- 金子由芳 [2004] 『アジア危機と金融法制改革 法整備支援の実践的方法論をさぐって』信山社。
- 小林昌之編 [2000] 『アジア諸国の市場経済化と企業法』日本貿易振興会アジア経済研究所。
- [2001] 『アジア諸国の市場経済化と社会法』日本貿易振興会アジア経済研究所。
- 佐藤百合編 [2002] 『民主化時代のインドネシア 政治経済変動と制度改革』日本貿易振興会アジア経済研究所。
- [2004] 『インドネシアの経済再編 構造・制度・アクター』日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- 篠原梓 [2001] 「国際機構の立法機能」(国際法学会編 『日本と国際法の100年第8巻国際機構と国際協力』三省堂, pp. 28-54)。
- 末廣昭編 [2002] 『タイの制度改革と企業再編』日本貿易振興会アジア経済研究所。
- 末廣昭・東茂樹編 [2000] 『タイの経済政策 制度・組織・アクター』日本貿易振興会アジア経済研究所。
- 高桑昭 [2005] 『国際取引における私法の統一と国際私法』有斐閣。
- 田中耕太郎 [1954] 『世界法の理論』(第1巻～第3巻) <田中耕太郎著作集> 春秋社。
- 田畑茂次郎 [1973] 『国際法 <新版>』有斐閣。
- 中川淳司 [2002] 「経済規制の国際的調和 総論」(『社会科学研究』第53巻第4号, pp. 1-21)。
- 中川和彦編 [1992] 『ラテンアメリカ経済法の国際的展開』アジア経済研究所。
- 中村民雄編 [2005] 『EU研究の新天地 前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房。

- 三浦正人 [ 1995 ] 「統一法」( 国際法学会編 『国際関係法辞典』三省堂 , p.574 )  
 村瀬信也 [ 2002 ] 『国際立法 国際法の法源論』東信堂。  
 安田信之 [ 2005 ] 『開発法学 アジア・ポスト開発国家の法システム』名古屋大学出版会。  
 山本吉宣 [ 2001 ] 「プライベート・レジーム ( Private International Regime ) 試論」  
 ( 国際法学会編 『日本と国際法の100年 第7巻 国際取引』三省堂 , pp. 1-27 ) 。

#### 外国語文献

- Boodman, Martin [ 1991 ] “ The Myth of Harmonization of Laws, ” *The American Journal of Comparative Law*, Vol.39, Issue 4, Fall, pp. 699-724.  
 Braithwaite, John and Peter Drahos [ 2000 ] *Global Business Regulation*, Cambridge: Cambridge University Press.  
 David, René [ 1975 ] 『*The International Unification of Private Law* <The Legal Systems of the World: Their Comparison and Unification: Chapter 5, International Encyclopaedia of Comparative Law > , The Hague: Mouton.  
 Leebron, David W. [ 1996 ] “ Lying Down with Procrustes: An Analysis of Harmonization Claims, ” in Jagdish N. Bhagwati and Robert E. Hudec eds., *Fair Trade and Harmonization: Prerequisite for Free Trade?* Vol. 1.: Economic Analysis, Cambridge: The MIT Press.  
 Keohane, Robert O. and J.S. Nye [ 2001 ] Club Model of Multilateral Cooperation and Problems of Democratic Legitimacy, ” in Roger B Porter et al. eds., *Efficiency, Equity and Legitimacy: The Multilateral Trading System at the Millennium*, Washington, D.C.: Brookings.  
 Pistor, Katharina [ 2002 ] “ The Standardization of Law and Its Effect on Developing Economies, ” *American Journal of Comparative Law*, Vol.50, Issue 1, Winter, pp. 97-130.  
 Shelton, Dinah ed. [ 2000 ] *Commitment and Compliance: The Role of Non-Binding Norms in the International Legal System*, New York: Oxford University Press.